第六条の三第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を「、同条第七号」に改め、「「不動産賃貸業」という。）」の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第十二条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一　製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業　次に掲げる器具及び備品

イ　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二　道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業　前号ロに掲げる器具及び備品

第六条の三第十六項中「及び同欄に規定する区域」を削り、「計画基準」を「第十三項第二号に規定する基準」に改め、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第十九項中「計画基準」を「第十三項第一号若しくは第二号に規定する基準」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18　法第十二条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

19　法第十二条第三項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）、旅館業及び情報サービス業等のうち、同号の上欄に掲げる地区に係る認定産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。

第六条の四第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第二項第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第六条の六第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第六条の七第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改め、同条第六項中「前条第八項」を「前条第六項」に改める。

第七条の二第五項中「又は同法」を「、同法」に改め、「実施主体」の下に「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十五条第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五条第一項の実施主体」を加え、同条第九項中「建築物」の下に「又は構築物」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「建築物が同条第二項第一号及び第二号に掲げる建築物のいずれにも」を「建築物又は構築物が同条第二項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」に、「これらの建築物のうちいずれかの建築物」を「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる建築物又は構築物」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十四条の二第三項第三号」を「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十四条の二第二項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する個人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「又は第四十九条第二項」及び「又は第十一条の二（第二項に係る部分に限る。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条（第三項に係る部分に限る。）の規定

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条　削除

第十三条を削る。

第十二条の二第一項中「、第三項及び第十二項第一号」を「及び第三項」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項及び第三項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、第二章第三節中同条を第十三条とする。

第十四条第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第十六条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「推定相続人に」を「法第二十四条の二第七項に規定する推定相続人に同条第一項の」に、「前項第二号に掲げる」を「当該推定相続人について同条第八項に規定する申請が却下された」に、「法第二十四条の二第七項」を「同条第七項」に、「第三項」を「同項」に、「「取り消された」を「「取り消された」と、「あつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）とあるのは「あつた日」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条の四第二項を削り、同条第三項中「第二十八条第一項第五号」を「第二十八条第一項第四号」に、「第七号まで」を「第三号まで」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十八条第一項第五号」を「第二十八条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十八条第一項第五号」を「第二十八条第一項第四号」に、「第三項第八号又は第九号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の五の見出し中「少額減価償却資産」を「中小企業者の少額減価償却資産」に改め、同条第三号中「次条第七項」を「第十八条の七第七項」に改める。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例）

第十八条の六　法第二十八条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の債務処理に関する計画が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することとする。